

# 2018年6月議会 一般質問

## 2018, 6, 26 今井光子議員の質問

\*議会の音声資料からテープおこしをしたもので公式の会議録ではありません

日本共産党奈良県会議員団

### 奈良県が平和のためにできること 知事

今井光子議員 戦後73年、世界で戦争がなかった国は国連193か国中8か国しかありません。アジアでは日本とブータンだけです。今や戦後生まれは8割にもなりました。

6月2日奈良県平和委員会総会に神奈川の方が来られ「神奈川では厚木基地をはじめ米軍基地が12か所もあります。昼夜騒音に悩まされ私たちは将来核も基地も無い神奈川を目指して頑張っていますが、奈良には私たちが目指している姿があります。」と言われました。改めて奈良県の持つ平和の価値の大きさを感じました。

昨年7月国連加盟国3分の2、122か国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。その後、条約の批准はすでに10か国となりました。50か国が批准すると条約が発動します。10か国目のベトナムへは昨年大阪ベトナム大使館を訪問して、奈良県議会の核兵器廃絶を求める決議も届けさせていただき世界で数億人の被爆者署名を集めようという取り組みに連帯のエールを交わしました。残念ながら唯一の被爆国の日本政府がこの条約に背を向けていることは大変残念です。

奈良県は平和首長会議参加も非核平和宣言自治体も全市町村が加入です。全市町村が非核平和宣言都市であるものが、全国で28府県にのぼっています。

核兵器禁止条約の日本政府の参加を求める意見書は地元の王寺町、上牧町、広陵町をはじめ9自治体と広がっています。

県としても国に批准するよう求めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 核兵器廃絶にむけた禁止条約締結についてのご質問でございます。核兵器の廃絶は唯一の核兵器被爆国でございますわが国のみならず、平和を願う人類共通の願いであると思います。その実現にむけまして、国際社会の中でわが国がどのような役割をはたしていくのかは外交と防衛の分野の話でございます。外交力、防衛力で守っていただくのは国の責任でございます。外交や防衛に関する事項は国の専権事項となっております。核兵器禁止条約の締結に関することはこれまでの議会でも申し上げておりますとおり、知事の立場で申し上げるべきことではないと考えております。

県政をおあずかりする知事の立場で県が平和でできることについて申し上げますと、国家レベルの取り組みだけでなく、地方政府どうしや民間どうしの交流などの取り組みや平和につながる、大変有意義なものと考えております。

戦後の長い平和はこのような交流によって達成されてきたものだと考えております。本県では東アジア地方政府会合などの地方レベルの交流を積極的にすすめております。このような本県がおこなっております東アジアとの交流は、各国との相互理解の進展や友好的な国民感情の醸成、平和多岐な関係の構築につながるものと確信をしております。

今後も歴史的につなぐりの深い地域などと、地域特性を生かした交流を具体的に継続して実施し、地方レベルの交流を深め、恒久的な平和を希求する機運の醸成に努めていきたいと考えております。

最近、アメリカと北朝鮮の首脳の間で、朝鮮半島の非核化について話し合いがおこなわれまし

た。良い成果がでるように期待するばかりでございますが、核保有国どうしの国際政治の場の交渉は近隣の核保有大国もまきこんだ複雑なもので、各国の利害が錯綜しているように見えるものでございます。

今井光子議員 平和のことについて、米朝首脳会談のことを聞こうと思いましたが、知事のほうから先にお話をいただきました。米朝首脳会談によって、半年前まではアラームがなったら、頭を抱えてしゃがみなさいとか、そんなことがまことしやかにされていましたが、そうした戦争の回避がされていったということだけでも、大変大きな成果ではないかというふうに思っております。

朝鮮半島の状況が変わってきますと、日本のこれまでの状況や日本の今までの在り方が大きく変わっていく道につながるのではないかと考えております。東アジアの地方政府と交流があります奈良県が平和を発信する意義というのは私はきわめて大きいと思いますし、憲法9条をもつ国として、この核兵器禁止条約を締結をしていくべきだと思っております。引き続き平和について力を発揮をしていただきますように、この点は要望しておきたいと思っております。

## どんづる峯の地下壕の保存について

教育長

今井光子議員 先日NPO「平和のための香芝戦争展」の方に案内していただき香芝市穴虫の山中に残る戦時中の軍事施設、屯鶴峯（どんづるぼう）地下壕（ごう）を見学させていただきました。地下壕は、日本の敗色が濃厚となった太平洋戦争末期、陸軍が本土決戦に備え、戦闘指令所として建設したものとわれています。昭和20年6月ごろから工事を始め8月15日まで突貫工事が続けられました。地下壕は東と西の2か所に分かれてほぼ似たような面積と碁盤の目状の構造になっていて壕の長さは2キロにもなります。東壕は京都大学防災研究所が地殻変動の調査に使用しており立ち入りできません。西壕の入り口は崩れかかっている、今保存しておかないと遺跡を後世に残せないとの思いを強くしました。

平和を守るために戦争遺跡の保存に対して県としても必要な支援を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

吉田教育長答弁 どんづる峯地下壕を遺跡として保存することに県としても必要な支援をおこなうべきと考えるがどうかとお尋ねでございます。

どんづる峯の地下壕は太平洋戦争末期、旧日本陸軍が軍施設として建設したとされ、現在、総延長2<sup>キロ</sup>のトンネルが残っております。文化庁では近代遺産について、平成8年度から3年間、調査をすすめ、平成14年度には軍事に関する遺跡に関し各都道府県から候補が募られました。どんづる峯の地下壕につきましても、この時、県が推薦をいたしました。決定された調査対象の50件には残念ながら選ばれませんでした。

軍事に関する遺跡は、最近では平成27年3月、横須賀市の東京湾要塞跡が国の史跡に指定され、また、先日は徳島県鳴門市にあります●坂東不遑収容所跡を新たに指定するよう国の文化審議会の答申が出たところでございます。このように軍事に関する遺跡の価値づけの必要性や保存の機運が高まりつつありますが、全国的には数例にとどまっているのが現状でございます。

どんづる峯の地下壕の保存につきましては、どのように評価するかをまず検討する必要性がございます。またどんづる峯は民有地も含まれ、境界明示など調査に多額の経費を要することが予想されます。加えて、地盤がぜい弱でございまして、保存活用に技術的な課題も想定されております。

こうしたことを踏まえますと、どんづる峯の地下壕の保存につきましては、今後も地元自治体の意見を十分に聞き、相談をしてみたいと考えております。

## 第3期医療費適正化計画について

知事

今井光子議員 高齢化社会が進行する中で社会保障の負担が増大していくことは必至です。年を取っても安心して医療や介護が受けられれば社会の不安がかなり解消します。若い世代が老後を心配する時代です。憲法25条を具体化した国の社会保障制度の在り方が求められています。

平成27年1月9日全国知事会は、医療費適正化計画の見直しにかかる緊急要請をおこないました。従来医療費の「見直し」としてきたものを「目標」とすることに多くの都道府県から強い疑問の声が上がっていること、医療費は住民はもとより多様な保険者、医療機関、地方自治体が様々な活動の結果であり医療資源の多い少ないや診療報酬が占める要素が大きく都道府県が管理できる要素は限られているとその理由を述べています。

県は第3期医療費適正化計画を定めました、その内容は4月から実施された国保の県単位化と、2016年3月に決まり具体化が始まった病床削減を含む、地域医療構想とを関連させ、県全体の医療費を県が主体的に抑制目標を決定し実行していくものです。

計画では県の目標を2023年度に4813億円としています。これは国が示した推計値より432億円も低くなっています。その理由に奈良県の医療費が国の推計による2016年度水準より259億円低く推移し、今後も医療費抑制の基調が保たれる見直しであるとしています。

ここには医療の根本的な問題が含まれています。病床削減、患者負担引き上げが連続的に行われ国の医療費抑制の結果予想以上に下がったということです。県民が元気になって医療費が下がればうれしいことですが、病人でも患者になれない多くの人が存在していることは重大です。県民からすれば国保料が上がり、入院できる病院が減られ、窓口負担で受診を控えることになります。

全日本民医連の調査では治療手遅れで死亡事例が63例、半数が保険料が払えず保険証がない、半数が保険証があっても窓口負担ができず医療にかかれぬ事例です。奈良県では滞納により保険証がない人が8000人に上ると推定されます。

5月28日に政府の第8回社会保障制度改革推進会議が開かれました。知事はこの席で奈良県の国民健康保険改革の取り組みを披露され、国保の県単位化やデータの見える化のほか、県民の負担と受益を総合的にマネジメントする立場から、受益と負担が均衡しない場合には、地域別診療報酬の活用を検討することを紹介されたところ、参加された委員からは高く評価され全国に展開することの期待が広がったとの新聞報道がありました。

一方、県が提案した都道府県独自の診療報酬単価をめぐることは、県内の医療関係団体、また全国から次々に反対の声が上がっています。

4月26日日本医師会会長の横倉義武氏が「医療は全国一律の単価で提供すべき」と「地域別診療報酬」設定の反対を表明。

5月12日奈良民主医療機関定期理事会で第3期奈良県医療費適正化計画についての見解「医療費目標」地域別診療報酬の導入に反対するを決議しました。

5月17日 奈良県保険医協会2018年第6回の理事会で奈良県の医療の質を低下させ、空洞化、崩壊に導く「地域別診療報酬」その導入も、見当も、断固として反対する奈良県が提起した地域別診療報酬は徹底是認できない とする声明が出され、5月24日は第195回奈良県医師会臨時代議員会で地域別診療報酬の導入に断固反対する決議が上がっています。

診療報酬は保険診療におけるあらゆる療養の給付に要する費用を定めた公定価格で厚生労働大臣が診療報酬点数表で1点10円で全国一律に適用されています。これが奈良県だけたとえば9円にして適用することが地域別診療報酬です。

奈良県だけ材料費が安くなるわけではありません。人件費が大きな割合を占める医療現場でますます人手不足が進み、医療機関の廃業など奈良県の地域医療そのもの存続に大きな影響を与えかねません。

そこで、知事に伺います

高齢化が進む中で2023年に国よりも低い4813億円の医療費目標を設定した理由をお聞かせください。また、それが達成できないときに地域別診療報酬の導入を検討する考えは撤回すべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 医療費適正化計画についてでございます。2023年の医療費目標との

関係のご質問でございます。国の医療費目標との関係が質問に入っております。本県の第3期医療費適正化計画におきましては、年齢階層別一人あたり医療費を据え置いたうえで年齢別推計人口を掛け合わせた計算をしております。2023年平成35年度の医療費目標を4813億円と決めました。人口が高齢化することによる医療費の増加と人口減少による医療費の減少を反映させる一方、県民の皆様が受ける医療の内容は基本的に維持する前提でございます。医療費適正化の目標として合理的と考えております。

ご指摘の国、厚生労働省との乖離でございますが、国の推計値が医療費を大きく左右する診療報酬改定や制度改正等の今後の動向を盛り込まない、いわば伸ばしほうだいに近い数値となっているために生じているものでございます。医療費適正化のため、めざすべき目標をもうけ、それに基づいて国保の保険料水準も設定する本県では県民負担の抑制の観点から、過大な推計をそのまま採用せず、診療報酬改定等を織り込んだ年齢別一人当たり医療費が同じとなる数値を、すなわち同じ年齢の人の、現在も6年後も医療費は変わらないとの数値を採用したところでございます。

この方針は先般、閣議決定されました経済財政運営等改革の基本方針2018において社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることをめざす方針を継続するとされていることとも整合性があるわけでございます。

本県ではこの閣議決定の内容となった考え方に基づく医療費目標と整合的な国保の医療費総額を見込んだうえで国保の保険料水準を設定しております。医療費が目標を上回り、保険料水準のさらなる引き上げを検討せざるをえない際には、医療費の方を下げる選択肢として地域別診療報酬の規定の活用も検討をしているところでございます。

医療費の増加の分析や医療機関の経営状況を適正に勘案することも必要と考えており、診療報酬の引き下げありきという方針では、まったくございません。ですが、診療報酬の引き下げについて知事が意見を述べることは、高齢者の医療の確保に関する法律、高確法と呼ばれている法律の第14条などで規定された権能でございます。法律上の知事権能でございます。

受益と負担の均衡を図るため、必要な時には活用できるよう備えておくことは保険の運営をまかされた以上、必要なことと考えております。このような本県の考え方は国の社会保障制度改革推進会議でもご賛同をいただき、先程申し上げた閣議決定でも、引用いたしますが地域独自の診療報酬について都道府県の判断に資する具体的な活用策のあり方を検討するとの文言が盛り込まれました。これは奈良県の考え方を念頭においた文言だと言われております。

奈良県は国にも後押しをいただいております。まずは医療費適正化計画に定めた医療費目標を達成することこそが肝要と考えており、計画に盛り込んだ各般の取り組みをしっかりと押し進めていきたいと考えているところでございます。

今井光子議員 医療費の適正化については、国の計画そのものが第1期のときから比べましても計画よりもだいぶ下がっているということが出ております。そして、ニチイ総研のコメントといたしましては、将来の推計の見通しが予想よりもはるかに下がっているのだったら、その改訂版をだすべきだというのが第1期の時にでているんですけども、第2期も同じように国の予想よりも実態としては低くなっている。第3期は奈良県の場合は、先ほどの数字のように、国が示した全国よりも低いというような状況の中で、国が示しておりますような数字よりも奈良県が432億円も低くでているということは、わたしは相当無理があると考えます。

そして、その点で達成しなかったら地域別診療報酬ですが、例えば地域別診療報酬で1割削減ということになった場合に、奈良県の医大や県立病院に与える影響というのはどんなものか、お尋ねしたいと思っております。

荒井正吾知事答弁 医療費適正化についてのご質問の延長でございますが、国の見込みと違っているから奈良県の目標が間違っているのではございません。それを先ほど、答弁で申し上げただけでございます。

医療費の見込みなのか、予想なのか、目標なのかという性格がずいぶん違ってくると思います。で、目標がだいぶ下回っているかどうか、それはわかりません。それをわれわれ議論しているわけでございます。

医療費の各県の動向をみていまして、診療報酬の動向に大きく左右されますとともに、お医者さんの医療行動の内容によっても左右されます。地域ごとの一人当たり、同じ年齢でも使われ

る医療費が違ってくるということから、わかります。ミクロの分析を経ないと粗っぽくできないと、奈良県では考えております。

どのように医療費が動くかという中で、1つは同じ病気になって、同じ効果がある薬を使う場合でも、安い方を使うという医療行動をされる地域、あるいは医師は医療費が安くなります。ジェネリックの使用率というような数値で反映されます。もう1つは多大投与、重複投与ということですが、同じお医者さんが、これも飲みあれも飲みというようなお医者さんは今ではあまり良いお医者さんとは言われてないわけでございます。ただ、いろんな診療科を回られる中で、これも飲みあれも飲みと言われたのをまともに飲まれる方もおられますが、これは体にもよくないし、医療費も高くなる原因だということも言われております。

これはお医者さんの診療行動による医療費がもし無駄に使われているならチェックをしようという行動は、今まであまりされてこなかったわけでございますので、それを地域の目標にしよう。単なる見込みで、使えば使え、使った方が良く、医療費を使うと病気がなくなるわけではございません。適切な医療行為が病気が抑えられる最大の原因だと考えております。そのような奈良県の考え方について、閣議決定の文言を引用いたしました。国の最高の方針と合致しているというふうに思っているところでございます。

今井光子議員　その点は答弁の中でもお伺いをしていましたが、例えば地域別診療報酬で奈良県だけ9点という、1割削減になった場合に、県立医大とか今の奈良県の3病院、総合医療センター、西和医療センター、リハビリセンター、これらのところが実際にどれぐらいの影響をうけるかということをお尋ねしたいと思っております。

荒井正吾知事答弁　先ほども言いましたが、診療報酬下げのありきということではございません。その中で、しかし逆に経営ありきというわけでもないということをおっしゃっているわけでございます。経営の内容も勘案しなければなりません。経営の、これだけ収入をあげないとあかんという医療行動があったときに全部、患者さんと保険者に負担させなきゃいけないのかというのは、われわれが直面している問題でございます。

それを関係者で見ようよと、その責任が県知事のほうにおりてきているわけでございますので、まじめな態度、まともな態度で医療の内容を見ようよ。医療費の適正化をめざして診療行動の内容をチェックしようよということでございます。ただちに、おっしゃるような経営にひびくわけでもございませんので、その過程をよく見ていきたいというのが奈良県の態度でございます。

今井光子議員　私は金額的なことで見てみたいなと思ってはいたんですが、調べましたら、っだいたい診療報酬による収入が600億円ぐらいはいるということですので、1割削減になりますと60億円減ることになると思います。

そうなりますと、例えば医療機器の更新も難しくなる、医師や看護師さんの人手不足もなかなか難しいと。ちなみに橿原市で働いている女性の3割が医療機関で働いているというようなことも聞いています。本当に医療の存続自身が厳しくなるのではないかと思うわけです。こうした医療の目標そのものが、結果としてなる数字を大念頭において、そこに達しなかったら地域別診療報酬を入れるという、そういうやり方というのは無理があるのではないかと思います。その点で撤回を私は求めたいと思います。

荒井正吾知事答弁　今井議員の前提がちょっと違っているように思いますが、医療費を下げるときに、収入が目標よりも下がっている場合、あるいは同じであったら下げることはないんです。目標よりあがっている場合は下げることも考える。目標よりもあがっているということは収入がそれだけ多いというわけでありまして。多いときは、診療報酬を下げることも考えると言っているわけでございますので、普通のニュートラルでさわるということをおっしゃるのはちょっと違うような気がいたします。

それは経営状況の病院ごとに調べていきますけれども、下げたら収入が下がるというのは当然でございますけれども、それは全体の診療報酬、いわゆる診療報酬の収入があがるということは医療機関の収入が増えていて、目標より増えているのを下げようかということを検討するというところでございますので、皆さん、誤解されないようお願いをしたいと思います。

今井光子議員　1期目のときは山添村の健康づくりを評価して、地域医療の計画を医療費適正化計画を

出されたわけですが、その健康づくりの点で言いますと、国の目標が、検診が70%を目標にしているところは奈良県は65%を目標にして、実際の実施率は42%ぐらい。全国で44位というような状況ですので、わたしは、遅れたところをしっかりとやって結果的に医療費が下がれば良いけれども、そうしたことを野放しにしておいて、目標にいけないから下げるといっているのではないかという意見を申し上げて、時間がまいりましたので終わります。

## 主要農作物種子法廃止後の取組について

農林部長

今井光子議員　生きていくのに欠かせないのは水と空気と食べ物です。地球温暖化が進む中で21世紀は食料不足、水不足が大きな問題になるといわれています。

そのような中で、国は主要農作物種子法を廃止しました。主要農作物種子法は、昭和27年に、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から制定されたものです。都道府県には、それぞれの地域の気候風土に合った優良な品種を決定するための試験や優良な種子を生産するための種子生産ほ場の指定などを義務づけていました。これまで農業者は、この法律により、稲・麦・大豆の優良な種子を安定的に利用することができたのです。

ところが、国は、①種子生産者の技術水準の向上等により、種子の品質は安定していること、②多様なニーズに対応するため、民間ノウハウも活用して、品種開発を強力に進める必要があることなどを理由に、この法律を廃止しました。

今後、主要農作物の種子生産に関して都道府県への義務づけが無くなることで、稲・麦・大豆の優良な種子の安定的な供給が果たせなくなる懸念されます。

全国では現在、埼玉県、兵庫県、新潟県で優良な種子の生産・普及を推進するため、主要農作物の品質の確保や安定的な生産に寄与することを目的とした種子法に代わる条例が制定されました。

そこで、奈良県でも主要農作物種子法の目的に沿った条例を制定すべきと考えますがいかがでしょうか。

山本農林部長答弁　主要農作物種子法廃止後の取り組みについて、お答え申し上げます。従来法律で定められておりました主要農作物であります稲、麦、大豆につきましては、まず品種本来の特性をもった種子であります原原種を栽培し、その原原種から原種を生産し、さらにその原種を用いて栽培用の趣旨を生産、その種子が栽培農家に供給されております。

例えば奈良県が優良品種に選定しておりますヒノヒカリにつきましては、県農業研究開発センターで原原種を栽培保管しております。原種と栽培用種子につきましては交配種前から奈良県農業協同組合と県内の種子生産農家で構成されます奈良県冷媒改良協会が生産されておるところでございます。

県といたしましては農作物の重要な種子を確保し、栽培農家へ安定供給することは本県農業の振興のため大変、重要であると認識をしております。そのため県では法令や条例の有無にかかわらず、今後とも県農業研究開発センターで原原種の生産をおこないますとともに、従来通り、県農協や生産農家と共同で、生産体制を維持することとしております。農作物の種子の安定供給につきましてはまったく不安がないものと考えております。

## 住まいのセーフティネットについて

まちづくり推進局長

貧困と格差の広がりの中、住まいの安定が損なわれる人たちが後を絶ちません。重い家賃負担で生活苦に陥る低年金高齢者、低賃金のため実家から独立したくてもできない若者。防火の仕組みが万全でないアパート火災で犠牲になった人などもうまれています。

生活保護の住宅基準も引き下げられ北葛城郡で一人暮らしの基準は33000円です。インターネットで3件該当しましたが高齢の一人暮らしは最初から貸さないとなくなっていました。老齢基礎年金は満額で月約6万5千円です。年金暮らしの単身高齢者で家賃3万円なら手元に残る生活費は月3万5千円です。親の家に身を寄せるしかない非正規雇用・低所得の若者も増えています。年収200万円未満の若者では親との同居率が77・4%に達しているデータもあります。

母子世帯の貧困も顕著です。厚生労働省の国民生活基礎調査（2016年）では「貯蓄がない」母子家庭世帯は37・6%、「借入金がある」が28・1%です。切り詰めて生活する世帯に家賃負担がのしかかる様子が目に浮かびます。

県営住宅は老朽化が進んでいるものが多く、特に高齢者等の一人暮らしに適した住戸は空き家が少なく、またURの住宅も4、5階しか空き住戸がなく、足も悪くこれから年をとっていき方にはすむことはできません。健康で文化的な生活を営むことができる住まいの提供は急務ですが実態は立ち後れています。

人権の立場から住宅を確保することが困難な人たちに安全安心の住宅を確保するために県はその役割を果たすべきと考えます。

国は昨年新たなセーフティネット制度をスタートさせました。これは高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者など「住宅確保要配慮者」の「入居を拒まない住宅」として民間の賃貸住宅や空き家を登録してもらい、国や自治体が家主に様々な補助を行う制度です

たとえば、住宅改修費として最大200万円、低額所得者が入居した場合は月4万円を補助し、入居者が負担する家賃を減額するなどの補助制度があります。

国は2020年度末までに全国で17万5千戸の登録を目標としました。実際には6月11日現在、全国で96件869戸となっており、計画に対してわずか3・5%です。登録手続きが煩雑なことも登録が進まない原因の一つとの声も聞いています。また、要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るために、地方公共団体や民間事業者や支援団体等で構成する居住支援協議会は、都道府県での設置は100%ですが、町村での設置は全国で1・3%程度であり進んでいません。制度が進まない原因にメスを入れて改善することが必要です。

そこで、まちづくり推進局長に伺います。

県営住宅を住宅に困窮する方々に対して確実に供給するために、県としてどのように取り組まれていくのかお聞かせください。

また、国が進める新たな住宅セーフティネット制度について、今後、県としてどのように取り組まれていくのかお聞かせください。

増田まちづくり推進局長答弁 住宅確保要配慮者に対して確実に供給するため県としてどのように取り組んでいくのか。また、国がすすめる新たな住宅セーフティネット制度について県としてそのように取り組んでいくのかというご質問でございます。

低所得世帯や高齢者世帯、ひとり親世帯などは増加する傾向にありまして、このような住宅の確保について配慮を要する方々への住まいの供給は課題であると認識しているところでございます。このため昨年12月に改訂しました奈良県住生活ビジョンにおいて取り組み方針の1つに住まいを必要とする人を支えることを位置づけ、公営住宅ストックの活用の推進、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅への入居の円滑化の推進を明記しています。

これまで県営住宅をセーフティネットの核として整備供給しており、指定管理者制度を活用しまして空き住戸の修繕をできるだけ早く対応していただき、少しでも多く募集戸数を増やす取り組みをおこなっています。また、募集時には高齢者世帯やひとり親世帯などを対象に、一般の募集とは別に枠を設け、優先的に入居できる制度を設けています。

次に新たな住宅セーフティネット制度の取り組みについて、新制度では住宅確保要配慮者に対して、住まいの相談や見守り活動などをおこなう法人を居住支援法人として指定することが規定され、これまで県において2団体を指定しました。また、今年度は住宅セーフティネットにかかわります取り組みをすすめるため、県内の民間賃貸住宅の構造設備などの実態を把握するための調査をおこないます。さらに、奈良県居住支援協議会を活用して、県と市町村の住宅部局および福祉部局、不動産団体などと連携を図っており、制度の周知や居住支援法人の取り組みを紹介するなど住宅確保要配慮者のための住まいの確保にむけた取り組みをすすめております。

県といたしましては、引き続きこうした取り組みを継続することにより、県民が安心して暮らせる住まいの確保にむけて取り組んでまいります。

## 教職員の働き方改革 教育長

教職員の働き方がいま大きな問題になっています。一般の労働者が時間管理が進む中で教員は、教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、月給の4%の調整額を理由に学校では定額働かせ放題で残業代がいくら働いても認められず、時間管理もされていません。

2017年9月から12月に奈良県教職員組合が行ったアンケートでは朝は8時までにはほとんどの先生が出勤し夜は半分以上が7時を過ぎても残っている、特に中学校では7時までには帰る先生は3割台で20代30代の半数以上が8時を過ぎても学校にいることが明らかになりました。休憩なしの12時間労働が当たり前になっています。

教員は超勤4項目（生徒の実習関連業務学校行事関連業務、職員会議、災害等の緊急措置）以外は時間外労働を命ずることができないとなっていて、長時間労働は自主的にやっていることでたとえ過労死しても公務災害適用が民間の労働者以上に厳しくなっています。愛知県の中学校教師が公務災害を求めた裁判では、所定時間内に仕事を終わられず時間外に遂行しなければならなかったときは個別の指揮命令がなくても包括的な職務命令に基づいた勤務時間外の職務執行と認められる、との判決がでて公務災害が適用となりました。

今学校では早く帰ってくださいますかとクロックアウトの設定などが県教育委員会から言われていると聞いていますが、風呂敷残業を増やすだけになってしまいます。学校長はやむなく時間外に遂行しなければならない職務を減らす責任があります。そのためにはまず長時間労働の実態を正しく管理することが必要です。

県庁の職員はかつては出勤簿でしたが、最近ではカードで自分で労働時間の把握が可能な仕組みに変わってきています。

厚生労働省は労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインで雇用主は労働時間の把握をする責任があることが示されています。

シカゴの学校訪問をしたとき日本の教師が「長時間労働や過労死などどうか聞いたとき。」「人間らしく生きることを教える教師が疲れていたら生徒に教えられない。」と答えがありました。先生が心身ともに元気で楽しく働けるようになることは奈良県の教育にとって大きなプラスです。各学校に正しい時間管理をするためのタイムカードなど出退勤システムを導入し、教職員自身の労働時間を把握できるように改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

吉田教育長答弁 教員は授業準備や部活動、学年学級業務などをおこなうため、勤務時間終了後も学校で勤務する状況がございます。長時間勤務の改善は子供と向き合う時間を確保するとともに、教員の心身の健康を保持するためにもきわめて大切でございます。

県教育委員会では、教員が授業にいっそう力をそそぐことができるよう業務改善により負担軽減をすすめることから取り組んでおりまして、中学校への部活動指導員の配置や県立学校における統合型公務システムの導入などおこなうことといたしております。

議員お述べの勤務時間の把握についても、教職員の安全と健康確保等を図るため、適正におこなう必要があると認識をいたしております。今後も引き続き、教職員の労働実態の把握に努める

とともに、働き方改革を着実に進めていく中で、出退勤システムなどを含めた事務負担のかからない勤務時間把握の在り方を検討してまいりたいと考えております。

また、市町村教育委員会に対しまして、これまでから、学校における働き方改革への対応をお願いしてきたところでございます。今年度は国の予算を活用し、香芝市において出退勤システムにより客観的に勤務時間を把握しながら学校現場での業務改善の実践研究をおこなうことといたしております。その取り組みを周知するとともに、市町村立学校における教職員の勤務時間の把握が適切に行われるよう、服務監督権者でございます市町村教育委員会に働きかけてまいります。

## 通学路の安全点検 教育長

今井光子議員 大阪北部地震で、高槻市立寿栄小学校の4年の女子児童が学校のプールの外壁ブロックの下敷きになり命が奪われました。心からご冥福をお祈りいたします。あってはならないことであり行政の責任は重大です。ブロック塀のすぐ横の通学路のグリーンベルトを歩いていて事故にあっています。二度とこのような痛ましい事故を繰り返さぬように危険箇所等、通学路の安全点検をすべきと考えますがいかがでしょうか。

吉田教育長答弁 地震に備え通学路の安全点検をすべきと考えるがどうかとのお尋ねでございます。

今回の地震への対応といたしまして県教育委員会では地震が発生した6月18日に公立小中学校と県立学校に対して、幼児、児童生徒および教職員の安否確認や地震発生時における幼児児童生徒への安全指導についてお願いをいたしました。

また、ブロック塀を含む学校施設全般の安全点検と危険箇所に対する子供への注意喚起についても通知をさせていただきました。これまでも通学路の安全確保につきましては、交通事情や通学手段の観点から県と各市町村および関係機関が連携し、定期的に通学路の安全点検に取り組んでまいりました。

今回の地震発生後、各市町村においては倒壊の危険性のあるブロック塀、崩落しそうな屋根瓦、固定されていない自動販売機など通学路における危険箇所の点検を実施していただいております。

現在のところ、発見された危険箇所については教職員による指導や通学路の変更等により対応をいたしております。今後は県教育委員会といたしまして各市町村に対して、定期的に通学路の安全点検を防災面の視点も踏まえて実施するよう周知をしてまいります。あわせて学校安全担当の教員を対象とした研修会を開催しておりますので、各校独自の安全マップを防災の視点も加えて作成するよう指導してまいりたいと思っております。

また、子供たちが校外で地震による揺れを感じたら、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せるなど、子供たちに危険予測・危険回避の能力をつけさせる安全教育の充実も図ってまいりたいと考えております。

(了)